

クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドラインの策定

クラウドの情報セキュリティ対策として、クラウドサービス提供事業者が実施すべきセキュリティ対策等をまとめたガイドラインの作成等を実施。

クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン

【概要】 総務省では2008年1月に「ASP・SaaS※における情報セキュリティガイドライン」を策定。また近年では、クラウドサービスはアプリケーション領域(ASP・SaaS)からインフラ領域(PaaS※²・IaaS※³等)に拡大し、単独のクラウド事業者だけではなく、クラウド事業者同士が連携して新たなサービスを提供する形態も増加するなど、サービス提供形態が大きく変化しているため、サービス提供事業者が利用者との間で取り決めるべき合意(責任の分担設定など)を含めた新たなガイドラインを策定。



【対策の例】

- ・情報セキュリティポリシーの共有：クラウド提供事業者間で認識の不一致がある場合、サービス障害発生時にサービス全体の継続性を損なう可能性が高いため、事業者間においてサービス提供に必要な技術的仕様、運用手順等について事前の調整を推奨。
- ・資産の管理：クラウドサービスにおいては利用者から預託された情報をサービスごとに区分して管理する必要があるため、情報資産の分類及びアクセス制御、情報の転送等に関する方針について事業者間での適切な設定を推奨。